別表(第3条関係)

措置要領別表第1 (県内において生じた事故等に基づく措置基準) の運用

措置要件	期間
要領別表第1第5号(市工事等 公衆損害事故)	
ア 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき	・3か月以上6か月以内
イ 公衆に死亡者を生じさせたとき	・2か月以上3か月以内
ウ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷	・1か月以上2か月以内
者を生じさせたとき	
エ 公衆に負傷者(軽傷者)を生じさせたとき	1か月
オ 公衆に重大な損害を与えたとき	・1か月以上2か月以内
カ 公衆に損害を与えたとき	1か月
要領別表第1第6号(一般工事等 公衆損害事故)	
キ 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき	・2か月以上3か月以内
ク 公衆に死亡者を生じさせたとき	・1か月以上2か月以内
ケ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷	1か月
者を生じさせたとき	
コ 公衆に重大な損害を与えたとき	1か月
要領別表第1第7号(市工事等 工事関係者事故)	
サ 工事関係者に複数の死亡者を生じさせたとき	・2か月以上4か月以内
シ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき	1か月
ス 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき又	・2週間以上1か月以内
は重傷者を生じさせたとき	
セ 複数の負傷者(軽傷者)を生じさせたとき	・ 2 週間
要領別表第1第8号(一般工事等 工事関係者事故)	
ソ 工事関係者に複数の死亡者を生じさせたとき	・1か月以上2か月以内
タ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき	・2週間以上1か月以内
УА	

注 この表において「重傷」とは全治2か月以上をいい、「軽傷」とは全治15日以上(休業を要する場合は休業4日以上)全治2か月未満をいう。